

令和4年度奨学生募集要項

公益財団法人 **堀田育英財団**

〒541-0048 大阪府中央区瓦町3丁目3番2号

三喜商事株式会社内

公益財団法人 堀田育英財団設立趣意書

平成18年6月2日

我が国の経済は、バブル崩壊以降、長期化する不況の中で、官・民の懸命な努力により、ここにきて企業の設備投資が拡大傾向を持続する等、「踊り場」状態を脱しつつあり、明るさが広がってきました。

長期化する不況の中で迎えた21世紀ではありましたが、我が国が果たすべき役割と責任は、世界規模で進展する、情報技術（IT）社会、ボーダーレス社会のもとますます重要なものとなりました。

このような社会情勢においては、長期的な視野に立った人材の育成が必要不可欠であり、有能な人材を一人でも多く育成することが、今まで以上に要請されてくるものと考えられます。一方では、学業優秀、心身健全、旺盛な研究心を持ちながら、経済的理由により学資の支弁が困難な志ある学生が、奨学援助の機会を求めていることも事実としてあります。又、我が国に学ぶ多くの外国人留学生は、我が国の物価水準や住宅事情により、経済的に相当の苦難を強いられていると思われれます。

設立代表者である堀田一は、1956年2月に三喜商事(株)を設立し、戦後いち早く欧州の有力ブランドに注目、高級服地、高級プレタポルテ、バッグ、時計等を、日本のマーケットに紹介してきました。

生涯を通じて深い関わりを持つことになった欧州の芸術文化を研究し、我が国の芸術文化の水準向上を目指す欧州への日本人留学生と、日本で学び欧州の文化と産業の発展に貢献しようとする欧州からの外国人留学生を対象に、奨学金の給与を公益事業として行うことは、意義深いことと思われれます。

有能な人材の育成のための奨学事業を行うことは、社会公共の利益に寄与し、国際友好、国際親善に寄与することと信じて、財団の設立を行うものであります。

公益財団 法人堀田育英財団
設立代表者 堀田 一
(平成24年6月27日公益認定)

公益財団法人 堀田育英財団

令和4年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人堀田育英財団（以下、本財団という）は、向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である学生のうち、欧州の大学もしくはこれらと同程度の学校で服飾・美術・音楽・建築等の芸術文化を学び、我が国の芸術文化の水準の向上を目指す日本人留学生に対して、奨学金を給与することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、（返済の義務はありません。）
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。）

3. 奨学生の応募資格

- (1) 今春、大学もしくは専修学校を卒業し、欧州の大学もしくはこれらと同程度の学校に留学予定の、当財団の趣旨に見合った日本人学生。
- (2) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である者。

4. 採用人員

日本人留学生 7名

5. 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額

大学生 年額 80 万円

(月額 8 万円、令和 4 年 6 月～令和 5 年 3 月分として)

(2) 給与の期間

原則、新学期が始まる 9 月から、正規の最短修業年限の終期まで（ただし、最長 2 年間）としますが、希望者には、留学先での語学研修期間を考慮して、6 月から給与を開始（最長 2 年間）します。

(3) 給与の方法

奨学金は原則として、3 月、6 月、9 月、12 月の一定日に直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込がなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は性行が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7. 手 続

(1) 提出書類（すべて日本語に限る。）

- ① 奨学生願書（本財団指定用紙を使用し、保証人と連署。保証人は原則として保護者とすること。）
- ② 出身大学もしくは専修学校の推薦調書（様式適宜。）
- ③ 出身大学もしくは専修学校の成績証明書、又は出身高等学校の調査書。

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局、専修学校事務局を通じて本財団宛郵送のこと。

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て、第一次合格者のみ その結果を令和4年1月14日(金)までに大学事務局、専修学校事務局経由で通知します。

その後、面接を経て最終合格者を理事会の承認をもって決定します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は留学先の入学証明書、6月末に成績証明書及び在学証明書、1月末に生活状況報告書及び在学証明書を理事長宛に報告しなければなりません。

(各証明書には和訳を添付のこと。)

また留学中、留学終了後に関わらず、本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。

奨学金給与終了後の進路についても報告を求めるものとします。

上記の書類は全て日本において応募した大学、専修学校を經由して提出のこと。(PDFによる提出可)